

平成25年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成25年9月9日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員（1名）

9番 木本眞次

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	山本敏章	総務政策課員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課企画員	三栖啓功	産業建設課員	菅谷雄二
住民生活課長	和田精之	住民生活課員	平田敏隆
		企画員	

住民生活課 企画員	原 宗 男	住民生活課 企画員	坂 本 巖
上下水道課長	福 田 睦 巳	上下水道課 企画員	植 本 亮
上下水道課 企画員	谷 本 芳 朋	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第18号 西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更について
- 日程第 5 報告第19号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第49号 平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第50号 平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第51号 平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第52号 平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第53号 平成24年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第54号 平成24年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第55号 平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第56号 平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 2 0 報告第 2 0 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 4 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 2 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 2 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 報告第 2 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 4 報告第 2 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 4 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 5 議案第 6 3 号 上富田町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
- 日程第 2 7 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度西牟婁郡公平委員会補正予算（第 1 号）

日程第 30 議案第 68 号 工事請負契約の締結について（平成 25 年度 第 3 号
防災対策事業防災行政無線デジタル化整備工事）

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成 2 5 年第 3 回定例会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。木本議員からは欠席届が出ております。なお、説明員の平見副町長から遅刻届が出ております。紀南児童相談所の新庁舎竣工式出席のためであります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 5 年第 3 回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に、クールビズとしてノーネクタイと議長判断による上着なしを本定例会においても実施いたしたいと思っておりますので、議員各位、当局の方も上着を取っていただいで結構かと思っております。

また、本定例会よりパソコン、タブレット端末等情報通信機器の持ち込みを試行ではありますが、可能としております。議案への理解を深め、議事を円滑に進めるため、活用をしていただければと思っております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 5 番、畑山 豊君、6 番、奥田 誠君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 1 9 日までの 1 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決しました。

町長より議員懇談会開催依頼がありますので、ただいまから休憩をし、議員懇談会を第1委員会室で開催いたします。議員各位はそちらのほうへ移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前10時05分

○議長（大石哲雄）

再開いたします。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成25年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成25年9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしく願いいたします。

また、本定例会までに提出のありました「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について」、「道州制導入に反対する意見書について」、「少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書を国に提出することを求める陳情書」、「年金2.5%の削減中止を求める意見書の提出を求める陳情」、「消費税増税中止に関する意見書提出を求める陳情」、これら5件の陳情につきましては写しをお手元に配付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りについては、本日9月9日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

土曜日の友遊フェスティバル、昨日の防災訓練にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。両日とも天候が不安定な状況でありましたが、事故もなく無事に終了しました。ありがとうございます。

本来の挨拶に入ります。

本日、ここに平成25年第3回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことにお忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格段のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、ことしで3回目となります福島県児童との交流事業「出会いふれあい体験教室」を上富田町青少年育成町民会議が中心となり、本年度は児童35名を迎え、7月27日から8月3日までの8日間にわたり実施しました。この事業は各家庭にホームステイし、野外活動を中心に体験交流を実施したもので、子どもたちには貴重な体験になったものと考えております。

また、8月30日、31日に韓国の河南省との友好都市提携を締結しました。これは、平成21年度から「adidas・口熊野マラソン」と河南省で開催されています「adidas MBC・漢江マラソン」が友好交流提携を結び、フルマラソンの優秀選手男女2名を相互に派遣しており、ことしは優秀選手に加えまして、熊野高校生の男女2名と先生と一緒に参加させております。これに機会に上富田町と河南省との友好都市提携を締結したものでございます。

また、10月5日には、内閣府と上富田町の共催で、上富田町男女共同参画宣言都市記念式典を開催いたします。本事業は、上富田町が男女共同参画宣言都市として男女共同参画に対する姿勢を町内外に示し、広く周知するものであります。町民と議会と行政が相互に連携することにより、男女共同参画への関心を高め、町民の意識啓発と男女共同参画社会の実現に向けて取り組みたいと考えております。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項としましては、1番目に規約の一部改正が2件ございます。2番目に地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告5件がございます。平成24年度の一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定が13件、平成24年

度の水道事業会計剰余金処分及び決算認定が1件、条例の制定が1件、規約の制定が1件、平成25年度の一般会計・特別会計等の補正予算3件、工事請負契約の締結が1件の合計27件であります。

なお、追加議案としましては、人事案件1件を本定例会中に上程させていただきますので、何とぞよろしくお願いを申します。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第18号の西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更についてと、報告第19号の和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び和歌山県市町村総合事務組合の規約の変更につきましては、平成25年8月1日に設立した紀南環境広域施設組合の西牟婁郡公平委員会並びに和歌山県市町村総合事務組合の加入に伴いまして、規約の一部改正を同日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第49号から議案第61号までの13件につきましては、平成24年度の上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

次に、議案第62号の平成24年度上富田町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の第32条の規定に基づきまして、剰余金の処分については条例で定めるかあるいは議会の議決を経て行うかのいずれかにより処分することとされており、今回議案として提出させていただいております。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、報告第20号から報告第24号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものでございます。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営の健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載し、書類を監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっております。

なお、24年度の決算のそれぞれの比率は、法律で定められている基準内です。

次に、議案第63号につきましては、上富田町子ども・子育て会議条例（案）の制定でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法、平成24年度の報告第65号でございますけれども、第77条の第1項の規定で、市町村には子ども・子育て支援に関する附属機関と

して審議会その他の合議制の機関、子ども・子育て会議を条例で設置することが努力義務として課せられており、これを踏まえ、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

次に、議案第64号につきましては、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてでございます。

この規約は、田辺市、白浜町、上富田町及びすさみ町の消防通信指令業務を一元化することで、消防通信指令の高度化及び大規模災害発生時における相互応援体制の強化を図ることができるため、地方自治法第252条の2の第1項の規定に基づきまして、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を設置するものでございます。

次に、議案第65号につきましては、平成25年度の上富田町一般会計補正予算の第2号でございます。今回、既定額に6,666万9,000円を追加し、予算総額を62億7,876万3,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、木造住宅耐震改修費補助金375万円、子ども・子育て支援事業は216万7,000円、青年就農給付金は375万円、維持補修工事で1,000万円、富田川土砂しゅんせつ工事で2,500万円、現年発生公共土木施設災害復旧工事で600万円、現年発生農業用施設災害復旧工事で430万円を措置しております。一方、歳入につきましては、国・県補助金、財産売り払い収入、基金繰入金、町債等を見込んで措置しております。

次に、議案第66号につきましては、平成25年度の上富田町特別会計宅地造成事業補正予算の3号でございます。今回、既定額に3,000万円を追加し、予算総額を7億2,886万4,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、生馬字両新田・砂田地区に計画中の企業用地造成事業に係る建物の補償費を措置しております。

次に、議案第67号につきましては、平成25年度西牟婁郡公平委員会補正予算の第1号でございます。今回、既定額に10万円を追加し、予算総額を140万5,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、歳入で紀南環境広域施設組合賦課金、前年度繰越金を計上し、歳出では旅費、需用費等を措置しております。

次に、議案第68号につきましては、工事請負契約の締結でございます。平成25年度の第3号の防災対策事業、防災行政無線デジタル化整備工事でございます。今回、3社の指名競争入札により、日本無線株式会社関西支社と4億2,000万円で契約の締結をするものでございます。工事内容につきましては、防災行政無線機器の屋外拡声子局70局、屋外のスピーカーに当たります。遠隔制御装置6台、戸別受信機106台、

移動系無線機 19 台をデジタル波に整備するものでございます。

以上が本定例会に上程いたします諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明させますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第 4 報告第 18 号～日程第 24 報告第 24 号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 4 報告第 18 号、西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更についての件から日程第 24 報告第 24 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 24 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで 21 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、私から報告第 18 号と報告第 19 号につきましてご説明申し上げます。

報告第 18 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 17 号、西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更について。

平成 25 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 17 号、西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更について。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、平成 25 年 8 月 1 日から西牟婁郡公平委員会に紀南環境広域施設組合を加入させることについて、西牟婁郡公平委員会規約を同法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように改正する。

平成 25 年 8 月 1 日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

西牟婁郡公平委員会規約の一部を改正する規約。

西牟婁郡公平委員会規約の一部改正。

西牟婁郡公平委員会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「富田川衛生施設組合」の次に「紀南環境広域施設組合」を加える。

附則、この規約は平成25年8月1日から施行する。

この規約の一部改正につきましては、平成25年8月1日に設立しました紀南環境広域施設組合を西牟婁郡公平委員会の加入に伴い、本委員会の規約の一部改正を同日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めます。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照願います。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第19号につきましてご説明申し上げます。

報告第19号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第18号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第18号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年8月1日から和歌山県市町村総合事務組合に紀南環境広域施設組合を加入させることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約を同法第179条第1項の規定により、別紙のように改正する。

平成25年8月1日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部改正。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2第3条第1項第2号に掲げる事務の項中「富田川治水組合」の次に「紀南環境広域施設組合」を加える。

附則で、この規約は平成25年8月1日から施行する。

この規約の一部改正につきましては、報告第18号と同じく、平成25年8月1日に設立した紀南環境広域施設組合の和歌山県市町村総合事務組合の加入に伴い、本組合の規約の一部改正を同日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めます。

ります。

なお、次のページ以降に新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、笠松君。

○会計管理者（笠松眞年）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定から議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの14件について説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして、順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付していますので、後ほど参考資料によりご説明させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第50号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第51号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第 5 2 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 5 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第 5 3 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 5 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第 5 4 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 5 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第 5 5 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 5 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第 5 6 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 5 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第 5 7 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 5 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第58号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第59号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第60号、平成24年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第61号、平成24年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成24年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成24年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、次に、お手元に配付しています参考資料の決算総括表により状況を説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

この長いA3の大きな紙で1枚物です。よろしくお願ひします。

これは、平成24年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

まず、議案第49号の一般会計につきましては、歳入総額6億9,586万7,0

88円、歳出総額6億7,200万3,333円、歳入歳出差し引き額1億2,386万3,755円、うち翌年度繰越財源額2,497万1,000円、実質収支額は9,889万2,755円です。これにつきましては平成25年度へ繰り越しております。

次に、議案第50号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額20億7,275万6,317円、歳出総額20億530万8,276円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額、同じく6,744万8,041円です。これにつきましても平成25年度へ繰り越しております。

次に、議案第51号の宅地造成事業につきましては、歳入総額2億9,033万6,651円、歳出総額7億3,970万32円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの4億4,936万3,381円です。これにつきましては平成25年度からの繰り上げ充用で補填措置しています。

次に、議案第52号の宅地取得事業につきましては、歳入総額414万2,944円、歳出総額1,013万140円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じくマイナスの598万7,196円、これにつきましても平成25年度からの繰り上げ充用で補填措置しています。

次に、議案第53号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額1,954万6,875円、歳出総額6,216万5,288円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じくマイナスの4,261万8,413円です。これにつきましても平成25年度からの繰り上げ充用で補填措置しております。

次に、議案第54号の奨学事業につきましては、歳入総額952万916円、歳出総額952万916円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第55号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額1億8,803万271円、歳出総額1億8,803万271円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第56号の公共下水道事業につきましては、歳入総額2億9,788万2,717円、歳出総額2億9,740万7,323円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じく47万5,394円です。これにつきましては平成25年度へ繰り越しております。

次に、議案第57号の介護保険につきましては、歳入総額11億7,540万7,620円、歳出総額11億6,414万2,873円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じく1,126万4,747円です。これにつきましては平成25年度へ繰り越しております。

次に、議案第58号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額2億4,823万7,

978円、歳出総額2億4,665万6,378円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じく158万1,600円です。これにつきましては平成25年度へ繰り越しております。

次に、議案第59号の診療所事業につきましては、歳入総額2,474万7,245円、歳出総額2,474万7,245円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第60号の朝来財産区につきましては、歳入総額634万477円、歳出総額422万4,509円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じく211万5,968円です。これにつきましては平成25年度へ繰り越しております。

次に、議案第61号の西牟婁郡公平委員会につきましては、歳入総額138万8,537円、歳出総額128万6,301円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じく10万2,236円です。これにつきましても平成25年度へ繰り越しております。

これらの単式会計合計では、歳入総額106億3,420万5,636円、歳出総額109億2,532万2,885円、歳入歳出差し引き額マイナスの2億9,111万7,249円、うち翌年度繰越財源額2,497万1,000円、実質収支額はマイナスの3億1,608万8,249円となっております。

次に、議案第62号の複式会計であります水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額4億5,674万7,730円、歳出総額3億7,217万2,625円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じく8,457万5,105円です。

なお、経常利益、消費税抜きの金額は8,348万7,917円でございます。この金額が剰余金となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額2億1,045万8,500円、歳出総額3億7,705万460円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じくマイナスの1億6,659万1,960円です。これにつきましては減債積立金、損益勘定留保資金で補填措置しております。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

私のほうからは、報告第20号から報告第24号につきましてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成24年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成25年9月9日、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっており、監査委員の意見書とともに今議会に報告するものであり、平成20年度決算から報告しているところであります。

また、この法律においては、地方公共団体の財政の状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要を判断するためのものとして、4つの財政指標を財政健全化比率として定めています。4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士、弁護士等による個別外部監査が強制適用になります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表するとともに、早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣または知事が勧告を行うものとされております。

次のページに監査委員さんの意見書を添付しておりますが、健全化の判断につきましては、1番の実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標となっております。比率につきましては、実質赤字額がありませんのでハイフン表示としております。早期健全化基準は15%となっております。

②番の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計の全てを含めての比率となります。比率につきましては、連結実質赤字額がありませんのでハイフン表示としております。早期健全化基準は20%となっております。

③の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金等が標準財政規模に対してどの程度の負担かをあらわす指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と一部事務組合、広域連合及び紀南病院等、それぞれを含めた比率となっております。平成22年度、平成23年度、平成24年度の3カ年平均であらわすこととなります。比率につきましては15.9%で、早期健全化基準は25%となっております。

④の将来負担比率につきましては、実質公債費比率適用分に公社及び第三セクター等を含めたものが対象となります。これは一般会計等が将来支払わなければならない可能

性がある負担等の現時点での残高を指標化したものであり、比率は134.6%で、早期健全化基準は350%です。

以上のとおり、上富田町の平成24年度決算における財政健全化比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準内になってございます。

次に、報告第21号をお願いいたします。

報告第21号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成25年9月9日、上富田町長小出隆道。

この報告及び次に報告いたします22号から報告第24号につきましては、公営企業の資金不足比率の報告であります。さきの健全化判断比率と同じく、監査委員の審査に付し、議会に報告して公表しなければならないとなっております。

また、公営企業ごとにそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えますと、当該公営企業ごとについて早期健全化団体と同様に経営健全化計画の策定と個別外部監査が求められます。上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告いたします農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の4公営企業が対象となり、公営企業ごとの資金不足比率で判断することになります。

次のページに監査委員さんの意見書を添付しております。

なお、資金不足比率の経営健全化判断基準は20%となっております。この4会計の公営企業につきましては、平成24年度決算における資金不足比率は生じていないため、資金不足比率はハイフン表示となっております。

続きまして、報告第22号をお願いいたします。

報告第22号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成25年9月9日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第23号をお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成25年9月9日、上富田町長小出隆道。

報告第24号をお願いいたします。

報告第24号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成24年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成25年9月9日、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって、提案の理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いいたします。

6番、奥田 誠君。

○6番（奥田 誠）

平成24年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月1日から9月2日までの期間、各会計にわたり井上代表監査委員とともに14会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、平成24年度の一般会計決算額について千円単位で申し上げますと、歳入総額62億9,586万7,000円、歳出総額61億7,200万3,000円、歳入歳出差し引き額1億2,386万4,000円となっております。そのうち翌年度への繰り越し財源2,497万1,000円を差し引きますと、実質収支額は9,889万3,000円の黒字となっております。厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果があらわれたものと考えられます。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、人件費につきましては、職員の退職や各種手当の減少などにより、前年度に比べ1.4%の減となっております。退職者5名、採用者5名であります。

次に、物件費につきましては、診療所開設や健康管理システム導入に伴う経費の増などにより、前年度に比べ11.9%の増となっております。

次に、扶助費につきましては、障害福祉サービス利用者の増などに伴い、前年度に比べ4.8%の増となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が54.6%、投資的経費が19.8%、公債費等が25.6%となっております。

歳出全般では、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が90.2%となり、前年度に比べ財政構造が硬直化しております。これは歳入において経常一般財源が減少する一方で、物件費や扶助費などの経常的な経費の縮減が困難になることによるものであります。とはいえ、今後もこれらの経費は増加することが予見されるため、歳出において経常的な経費の抑制に努め、財政構造の弾力化が図られるよう指摘いたしております。

また、実質公債費比率につきましては15.9%となり、改善が図られておりますが、年度末における町債残高は増加傾向にあることから、計画的な借り入れにより公債費抑制に留意されるよう指摘いたしております。

次に、歳入全般について、自主財源の構成比率は34.0%、依存財源の構成比率は66.0%となっております。これに関しまして、今後とも自主財源の確保の努力を要望するとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望いたしております。

次に、町税についてですが、全体の徴収率は92.3%、収入未済額は1億1,686万4,000円となっております。また、使用料及び手数料も含めた一般会計の収入未済額の合計は、1億2,625万4,000円となっております。未収金の徴収につきましては厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、新規滞納者の減少に力を入れ、滞納の減少に格段の努力をされるよう指摘いたしております。また、町営住宅使用料など、各種料金を含めた未収金の徴収につきましても万全を期されるよう要望いたしております。

次に、一般会計の24年度末町債残高は、61億9,878万5,000円で、前年度に比べ2.1%の増となっております。平成24年度の町債の借入額は、7億5,004万9,000円で、臨時財政対策債、統合保育所建築事業債、上富田中学校屋内運動場耐震化改修事業債が主なものであります。

現在の町財政は、多額の起債償還に追われ、厳しい財政運営が続くと予想されますが、その一方で行政需要はますます多岐・多様になってくるものと見込まれますので、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は20億7,275万6,000円、歳出総額は20億530万8,000円となり、差し引き6,744万8,000円の黒字となっております。

一方で、国民健康保険税の徴収率に関しましては78.4%と低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう指摘いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成24年度の赤字額は4億4,936万3,000円となり、前年度よりは赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を策定し、財政健全化に向け早急に取り組まれるよう指摘いたしております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これら会計の未収金につきましては、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合により徴収率の向上に一層努力されるよう要望いたしております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましては、その未収金について抜本的な対策を講じられるよう要望いたしております。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計につきましては、過年度分の徴収率に関し、前年度より低下しているため、要因を分析するとともに抜本的な対策を早急に講じられるよう要望しています。

次に、水道事業会計であります。

平成24年度につきましては、8,348万7,000円の純利益を計上いたしております。今後とも経費の節減に取り組むとともに施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図るとともに日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付いたしておりますのでお目通しを願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、早期健全化基準や経営健全化基準は超えていないものの、実質公債費比率及び将来負担比率について早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借り入れに関して十分留意されるよう指摘いたしております。

以上で、平成24年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これをもって、監査委員の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時09分

○議長（大石哲雄）

再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第6 議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第19 議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの14件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第19 議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで14件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託し、閉会中の継続審査にすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任についていかがいたしますか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（大石哲雄）

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、議長において指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に3番、三浦耕一君、5番、畑山 豊君、7番、沖田公子君、9番、木本眞次君、11番、吉田盛彦君、12番、井濶 治君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

(委員長・副委員長の選出)

再開 午前11時16分

○議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので報告いたします。

委員長に11番、吉田盛彦君、副委員長に7番、沖田公子君が就任されました。委員長を初め委員の皆様方には大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

続いて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第20 報告第20号から日程第24 報告第24号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものであります。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第20号から報告第24号までの5件を一括で行いたいと思

ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、報告5件については一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

上富田町特別会計宅地造成事業のことについてお伺いいたします。

個別意見の中で土地収入見込み額4億8,000万が充当できるということになっておるんですけども、これの評価、いつの評価でこういうふうに変算されました。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

この評価額につきましては、元来、白滝団地、後代団地等、各団地ごとに評価を行っております。この評価額につきましては、販売価格をもとに、仮に20年度に販売を開始しますと、その区画の中の団地で販売がなければ、次の年には1%の減価というふうに変算減価して行く評価額をとっております。その評価額をとる部分につきましては、白滝団地、後代団地、両新田企業団地が販売価格をもった評価額の計算を行っております。

それとその他の保有地、あと点在します町内の保有土地につきましては、相続路線価より評価額を算定しております。ですので、販売価格が最初に各団地ごとに登録した年度が違いますので、いつの年度という評価額の出し方はできません。帳簿価格と実質売買価格というか、売れていけばその年の評価額を販売価格をもって財産とできますが、売れなければ、前年度は白滝団地等が売れていませんので、前の年の販売価格から1%の減価した価格が時価評価額になります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

報告第20号から報告第24号の件につきましては、以上で終わります。

1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時30分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第25 議案第63号～日程第30 議案第68号

○議長（大石哲雄）

続いて、日程第25 議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例の制定についての件から日程第30 議案第68号、工事請負契約の締結について（平成25年度第3号防災対策事業 防災行政無線デジタル化整備工事）の件まで6件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

私からは、議案第63号についてご説明申し上げます。

議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例。

上富田町子ども・子育て会議条例を別紙のように制定する。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町子ども・子育て会議条例（案）。

本条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき条例を制定するものであります。

この条例は、条文7条と附則で構成しております。第1条で設置、第2条で組織、第3条で委員の任期、第4条で会長、第5条で議事、第6条で庶務、第7条で会議の運営を定めております。

附則、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

それでは、私から議案第64号についてご説明申し上げます。

議案第64号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてであります。

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を設置するため、次のとおり規約を定め、同法第252条の2の第3項の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約（案）につきましては、田辺市、白浜町、上富田町及びすさみ町の田辺西牟婁地区には、常備消防機関として現在、田辺市消防本部と白浜消防本部があります。現在それぞれの消防本部において通信指令室を設置しておりますが、これを田辺市消防本部の通信指令室に一元化することにおいて、消防通信指令の高度化及び大規模災害発生時における相互応援体制の強化を図ることができますので、地方自治法第252条の2の第1項の規定に基づき、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を設置するものであります。

なお、この規約は、消防通信指令業務の遂行に伴う組織及び運営方法に関し、16条の条項から構成しております。

また、附則でこの規約は、告示の日から施行するとして規定しております。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第65号をご説明いたします。よろしく願いいたします。

議案第65号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

平成25年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,666万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,876万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金で、既定額に105万2,000円を追加し、7,851万4,000円と定めています。

14款国庫支出金で、既定額に821万2,000円を追加、15款県支出金で、既定額に503万5,000円を追加、16款財産収入で、既定額に2,500万円を追加、18款繰入金で、既定額に2,027万円を追加、21款町債で、既定額に710万円を追加。

歳入合計では、既定額に今回6,666万9,000円を追加し、62億7,876万3,000円と定めています。

次に歳出では、1款議会費で、既定額に今回350万円を追加し、9,042万1,000円と定めています。

2款総務費で、既定額に724万3,000円を追加、3款民生費で、既定額に222万7,000円を追加、4款衛生費で、既定額から71万円を減額、5款農林水産業費で、既定額に392万円を追加、7款土木費で、既定額に3,580万円を追加、9款教育費で、既定額に300万9,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費で、既定額に1,168万円を追加。

歳出合計では、既定額に今回6,666万9,000円を追加し、62億7,876万3,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」です。

追加で、子ども・子育て支援事業計画策定事業で、平成25年度から26年度までの期間、限度額を462万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」です。

追加で、朝来小学校非常用発電機設置事業につきまして限度額を430万円、公共土木施設災害復旧事業につきまして限度額を190万円、農林水産施設災害復旧事業につ

きまして限度額を90万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございませんので、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから次の8ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして歳出からご説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では350万円の追加で、議場及び委員会室のデジタル録画・録音装置購入費を措置しています。

2款総務費では、一般管理費で58万8,000円の追加で、主なものとしましては、東日本大震災復興財源の確保のための給与削減に伴う給与システム改修委託料等を措置しています。

財産管理費で135万1,000円の追加で、岩田応急住宅家屋除却工事請負費等を措置しています。

防災対策費で504万8,000円の追加で、岩崎会館耐震診断判定手数料及び診断業務委託料で90万2,000円を、木造住宅耐震改修費及び設計費補助金414万6,000円を措置しています。

人権推進費で25万6,000円の追加で、人権啓発映画上映経費25万6,000円を措置しています。

3款民生費では、障害福祉費で6万円の追加で、難聴児補聴器購入費助成事業の新設に伴う扶助費を措置しています。

児童福祉総務費で216万7,000円の追加で、子ども・子育て支援法創設に伴い、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料等216万7,000円を措置しています。平成25年度でニーズ調査、26年度で計画策定を行う予定のため、債務負担行為を計上しております。

4款衛生費では、保健衛生総務費で14万7,000円の追加、予防費で5万4,000円の追加、新型インフルエンザ行動計画策定委員費用弁償を措置しています。

次のページをお願いいたします。

清掃総務費で91万1,000円の減額で、9月末で解散となります財団法人紀南環境整備公社運営費補助金を減額、事業を引き継ぎ8月1日に設立されました紀南環境広域施設組合負担金を措置しています。

5款農林水産業費では、農業総務費で17万円の追加、農業振興費で375万円の追

加で、青年就農給付金を追加補正しています。

7款土木費では、道路橋梁維持費で1,030万円の追加、丹田台地区の町道舗装工事請負費1,000万円と生馬鳥淵地区の町道拡幅のための土地購入費30万円を措置しています。

河川改良費で2,500万円の追加で、現在しゅんせつ工事中の岩田地区に加え、山王地区土砂しゅんせつ工事請負費2,500万円を追加補正しています。

住宅管理費で修繕料50万円の追加。

9款教育費では、教育委員会費で9万5,000円の追加、事務局費で23万4,000円の追加、学校管理費で補正額はございませんが、非常用発電機設置工事請負費を減額し、新たに設計管理委託料23万円を措置しています。

また、補助金制度より有利な交付税措置を受けることができる地方債が設けられたため、学校施設改善補助金を減額し、新たに充当率100%、交付税算入率70%の朝来小学校非常用発電機設置事業債への財源内訳の変更を措置しております。予算上ですが、167万7,000円の一般財源の減額となります。

次のページをお願いいたします。

学校管理費で163万5,000円の追加、主なものとしまして、特別支援学級における支援員1名の増員のための人件費125万7,000円を追加補正しています。

教育振興費で13万円を追加、社会教育総務費で30万6,000円の追加で、主なものとしまして、寄贈いただいています古銭・紙幣の収蔵目録作成のための印刷製本費15万円を措置しています。

放課後児童対策費で60万9,000円の追加で、放課後児童対策業務委託料を追加補正しています。

10款災害復旧費では、現年発生公共土木施設災害復旧事業費で606万円の追加で、6月20日、台風4号で被災しました田熊地区町道後谷線ほか災害復旧工事請負費を措置しています。

現年発生農地災害復旧事業費で126万円の追加で、6月26日の豪雨により被害を受けました市ノ瀬地区と岡地区の農地災害復旧工事請負費を措置しています。

現年発生農業用施設災害復旧事業費で436万円の追加で、6月26日の豪雨により被害を受けました岡地区農道ほか災害復旧工事請負費を措置しています。

以上が歳出の内訳となります。

次に、歳入を説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12款分担金及び負担金では、災害復旧費負担金で現年発生農業用施設災害復旧事業負担金75万2,000円、現年発生農地災害復旧事業負担金30万円を措置しています。

14款国庫支出金では、土木費国庫補助金で、木造住宅耐震改修費補助金195万円、木造住宅耐震改修設計費補助金19万8,000円、教育費国庫補助金で学校施設改善交付金133万3,000円を減額措置しています。

災害復旧費国庫補助金で、現年発生農地災害復旧事業費補助金60万円、現年発生農業用施設災害復旧事業費補助金279万5,000円、現年発生公共土木施設災害復旧事業費補助金400万2,000円を措置しています。

15款県支出金では、民生費県補助金で難聴児補聴器購入費補助事業費補助金3万円、農林業費県補助金で新規就農総合支援事業青年就農給付金375万円、土木費県補助金で木造住宅耐震改修費補助金90万円、木造住宅耐震改修設計費補助金9万9,000円の計477万9,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

総務費委託金で、人権啓発活動委託金25万6,000円を措置しています。

16款財産収入では、砂利販売収入で2,500万円を追加補正しております。

18款繰入金では、財政調整基金2,027万円を追加補正しています。

21款町債では、災害復旧債で現年発生農業用施設災害復旧事業債70万円、現年発生農地災害復旧事業債20万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業債190万円、教育債で朝来小学校非常用発電機設置事業債430万円を措置しています。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第66号についてご説明申し上げます。

議案第66号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

平成25年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,886万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

諸収入、既定額に3,000万円を追加してございます。

歳入合計では、既定額に3,000万円を追加し、7億2,886万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成費、既定額に3,000万円を追加してございます。

歳出合計では、既定額に3,000万円を追加し、7億2,886万4,000円と定めてございます。

3ページ、事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入です。

諸収入、雑入、既定額に3,000万円を追加し、2億3,080万円、計としまして、既定額に3,000万円を追加し、7億2,886万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成費、残土処理場事業費、既定額に3,000万円を追加し、2億1,837万6,000円としてございます。

主なものにつきましては、両新田・砂田地区に計画しております企業用地造成に伴います建物補償費でございます。

計としまして、既定額に3,000万円を追加し、2億7,300万円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

私から、議案第67号と68号をご説明させていただきます。

まず、議案第67号、平成25年度西牟婁郡公平委員会補正予算（第1号）。

平成25年度西牟婁郡公平委員会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、1款賦課金で、既定額に今回1万8,000円を追加し、103万2,000円と定めています。

2款繰越金で、既定額に8万2,000円を追加し、10万2,000円と定めています。

歳入合計では、既定額に今回10万円を追加し、104万5,000円と定めています。

次に、歳出では、1款委員会費で、既定額に今回2万9,000円を追加し、88万2,000円と定めています。

2款総務費で、既定額に7万1,000円を追加し、5万3,000円と定めています。

歳出合計では、既定額に今回10万円を追加し、104万5,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目直しをお願いいたします。

次の4ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、1款賦課金で、既定額に今回1万8,000円を追加し、103万2,000円と定めています。紀南環境広域施設組合からの賦課金となっています。

2款繰越金で、既定額に今回8万2,000円を追加し、10万2,000円と定めています。前年度繰越金となっています。

次のページをお願いいたします。

3、歳出につきましては、1款委員会費で2万9,000円を追加するものでございます。紀南環境広域組合の加入に伴う費用弁償となっております。

2款総務費では、一般管理費で7万1,000円の追加で、紀南環境広域施設組合加入に伴う事務用品の購入費となっております。

次の6ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、補正額となります。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第68号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成25年度 第3号 防災対策事業防災行政無線デジタル化整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成25年度 第3号 防災対策事業防災行政無線デジタル化整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、4億2,000万円。

4、契約の相手方、大阪市北区堂島浜1丁目4番28号、日本無線株式会社関西支社、支社長永村 猛。

平成25年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、防災行政無線のデジタル化工事でありまして、指名競争入札による工事請負契約となっております。指名競争入札につきましては、日本無線株式会社関西支社、株式会社サイバーリンクス、株式会社富士通ゼネラルの3業者でございます。工事内容につきましては、防災行政無線拡声子局70局、遠隔制御装置6台、戸別受信機106台、移動系無線機19台をデジタル化に変更する工事であります。

次のページに参考資料としまして仮契約書の写しを添付しています。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったときに本契約が締結することとなっておりますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、9月13日午前9時30分となっておりますので、ご参集お願い申し上げます。ありがとうございました。

延会 午後1時55分